

2024年5月24日 全6頁

豪に学ぶ日本の私的年金改革

スーパーアニュエーションから示される日本への3つの示唆

政策調査部 研究員 佐川 あぐり

[要約]

- 豪スーパーアニュエーションは、被用者を強制加入とする私的年金として普及している。雇用主に掛金拠出を義務付け安定的な資金拠出を促す仕組みや、能動的に投資行動をとらない加入者の長期分散投資を支援している点が特徴的である。本稿では、同制度の仕組みや近年の改革を踏まえ、日本の私的年金改革への示唆を3点考察する。
- 1点目は、全被用者を対象とした私的年金の普及推進である。日本でも公的年金を補完する私的年金の重要性が高まっているが、会社員の約6割が企業年金に未加入であり、十分に普及しているとは言えない。その多くは中小企業の従業員と考えられ、中小企業を対象にiDeCoを活用した資産形成制度の仕組みの導入推進が検討できる。
- 2点目は、自助努力を後押しする拠出の仕組みの構築である。具体策となるのが、iDeCoの拠出限度額を個人共通の枠として設定するなどの見直しである。現在は働き方や企業年金の有無等で限度額が異なる。これを共通枠とし、より公平でわかりやすく、追加拠出のニーズにも対応できるようにすれば、自助努力の後押しとなろう。
- 3点目は、加入者の資産運用を支援するデフォルトファンド（指定運用方法）の見直しである。企業型確定拠出年金の加入者資産の構成は約4割が元本確保型の商品だが、指定運用方法にそれらを設定する事業主が多いことが要因の一つと考えられる。指定運用方法の運用商品を認可制あるいは届出制とするなどの制度見直しを進め、事業主がバランス型ファンド等を設定しやすい仕組みとする必要がある。

佐川（2024）¹では、被用者を強制加入とする私的年金であるオーストラリアのスーパーアニュエーションについて、近年の概況を概観した。スーパーアニュエーションは、資産残高がオーストラリアの家計金融資産の約半分を占め、老後の所得保障の充実に資する制度として普及している。近年は制度上の課題から、一部の加入者において十分に退職後資産が形成されない懸念が強まり、政府は大きな制度改革を進めている。その結果、加入者のパフォーマンスの向上や、能動的な投資行動を促している面も見られ、改革を評価する声もある。

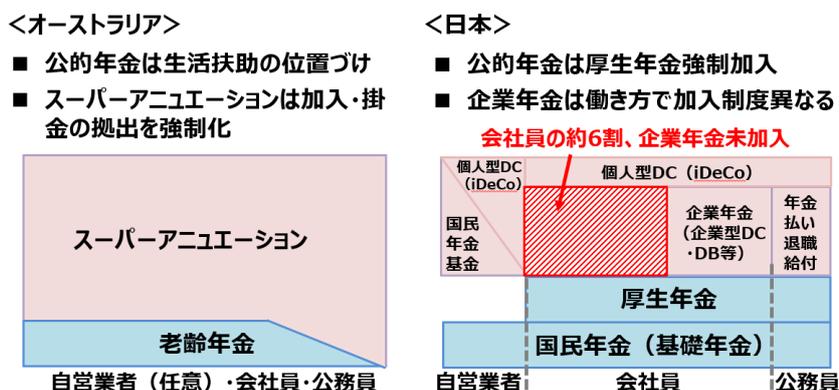
¹ 佐川あぐり（2024）「[改革が進む豪スーパーアニュエーション](#)」（大和総研レポート2024年3月22日）

我が国では、2024 年は 5 年に 1 度の公的年金財政検証の実施年であり、これを踏まえた年金制度改正が行われる。私的年金の普及拡大は日本でも大きな政策課題であり、今後の制度改正に向けて、スーパーアニュエーションの制度の仕組みや近年の改革事例は参考となるだろう。本レポートでは、佐川（2024）を参考に、スーパーアニュエーションが示す日本の私的年金改革への示唆を 3 点考察する。

1、全被用者を対象とした私的年金の普及推進

オーストラリアの公的年金は、高齢者に対する最低限の生活扶助として位置づけられ、老後にはスーパーアニュエーションを通じて、自助努力で備えるという考え方が定着している。18 歳以上の被用者を強制加入とし、雇用主に掛金の強制拠出を義務付け、ほぼ全ての被用者がスーパーアニュエーションによる資産形成を実践できる環境が整備されている（図表 1）。

図表 1 オーストラリアと日本の年金制度の比較



（注 1）オーストラリアの図の横軸は所得（資産）を表している。老齢年金は一定以上の所得（または資産）がある場合に、支給額が減額される仕組みとなっている。

（注 2）DC は確定拠出年金、DB は確定給付企業年金。DB 等には厚生年金基金を含む。

（出所）各種資料より大和総研作成

日本では、被用者は 2 階部分の厚生年金に加入するため、オーストラリアと比べれば公的年金の給付は手厚い。しかし、今後は少子高齢化の進展等により、公的年金の実質的な給付水準は中長期的に引き下げられると想定される中、私的年金の重要性は一層高まっているが、十分に普及しているとは言えない。公務員向けには年金払い退職給付が用意されているが、民間の会社員については、約 6 割が企業年金に未加入と考えられる²（図表 1 の赤枠）。もっとも、個人型確定拠出年金（以下、iDeCo）は、原則として 20 歳以上～65 歳未満の国民を利用対象としているが、iDeCo の加入者数を考慮しても、会社員の半数近くは私的年金に加入していないと考えられる³。日本でも全被用者を対象に私的年金の普及を推進していく必要がある。

² 2023 年 3 月末の企業年金（厚生年金基金、DB、企業型 DC）の加入者数の合計は 1,728 万人（出所：信託協会、生命保険協会、全国共済農業協同組合連合会、運営管理機関連絡協議会）であり、同時点における厚生年金被保険者数 4,157 万人（第 1 号、出所：厚生労働省）に占める割合は 42%であった。ただし、重複加入については考慮していないため、実際の割合はこれより小さいと考えられる。

³ 脚注 2 の企業年金加入者数 1,728 万人と同時点における会社員の iDeCo 加入者数 185 万人（出所：国民年金基金連合会）の単純な合計を、厚生年金被保険者数（4,157 万人、第 1 号）で割ると 46%であった。

この点、重要なのが、中小企業を対象とした資産形成制度の導入推進である。近年、日本では企業年金の導入割合が低下傾向にあるが、特に顕著なのは中小企業であり、企業年金への未加入者の多くは中小企業の従業員と考えられる。中小企業で企業年金の導入割合が低いのは、既存制度では導入コストが高いことが大きな理由である。そこで、低コストで中小企業にも利用しやすい「iDeCo を活用した資産形成制度の仕組み」を検討したい。

例えば、「職場 iDeCo」は、職場を通じて iDeCo の制度概要や加入手続き等の情報提供を受けられるほか、投資教育の機会も受けられるという制度である。企業と契約を結んだ金融機関がサービスを提供する。また、「iDeCo+（イデコプラス、中小事業主掛金納付制度）」は、従業員 300 人以下、企業年金を未導入という企業を対象に、iDeCo に加入する従業員に対して雇用主が掛金を追加で拠出できる仕組みだ。いずれも、企業年金を自社で導入することと比較して低コストのため、中小企業でも利用しやすいだろう。

この取り組みは、企業や政府にとってもメリットがある。従業員の資産形成の支援は、退職後の不安を軽減し安心して働ける環境づくりにつながる。特に、人手不足が深刻な中小企業にとって、低コストで従業員の福利厚生を充実できるとすれば、人材の確保が期待できて、導入のメリットは大きいのではないかと。

また、金融知識や制度の理解不足で iDeCo の加入を躊躇しているケースは多いと思うが、職場を通じた支援があれば、従業員も加入しやすいだろう。加入者のすそ野が拡大し、多くの人々が iDeCo を活用して老後に備えることができれば、それは国民の高齢期における貧困防止につながる取り組みと言えよう。あまり周知されていない点が課題のため、特に中小企業へ向けて周知徹底を図るなど、政府の積極的な取り組みが求められる。

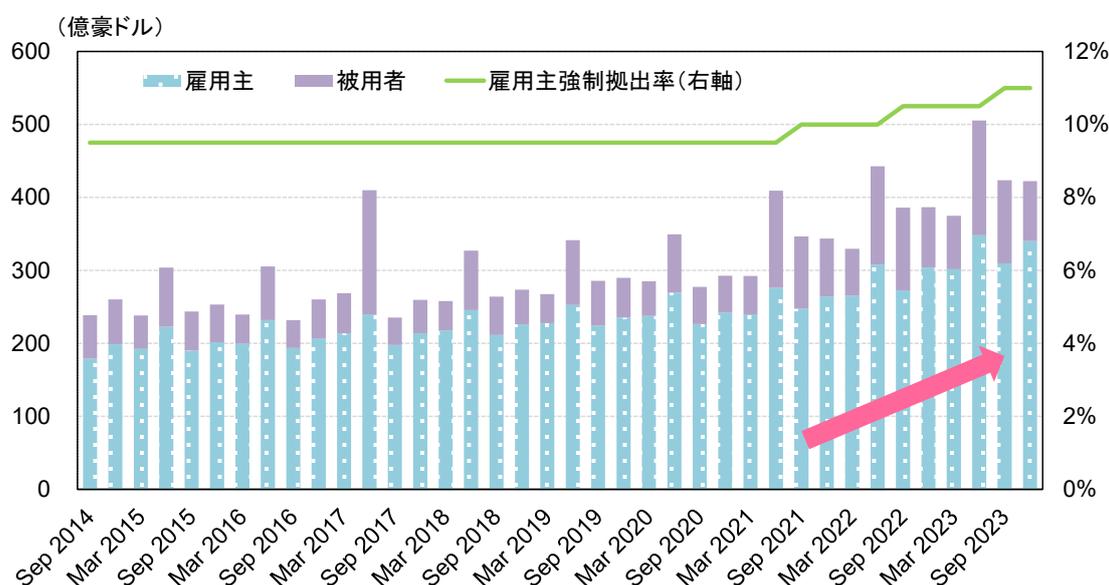
2、自助努力を後押しする拠出の仕組みの構築

オーストラリアのスーパーアニュエーションは、雇用主には、被用者の賃金の 11%に相当する金額を掛金として拠出することが義務付けられている。雇用主の強制拠出率は 2021 年 6 月までは 9.5%だったが、同年 7 月から段階的に引き上げられており、2025 年 7 月には 12%となる予定だ。拠出額の推移を見ると、近年の強制拠出率の引き上げとともに、雇用主拠出額が増加しており（図表 2）、安定した資金供給という形でスーパーアニュエーションの資産残高を押し上げていると言える。

さらに、労使ともに任意の追加拠出も可能とし、税制が優遇される拠出限度額は年間 27,500 豪ドル（1 豪ドル=100 円として 275 万円）と大きい。また、資産残高が 50 万豪ドル未満の場合、限度額 27,500 豪ドルの枠内で使い切れなかった分について、翌年以降の 5 年間に持ち越すことができる。これにより、経済的に余裕がない時には拠出を抑え、余裕が出た時には持ち越した拠出枠を活用して多めに拠出するなど、個々人の実情に合わせて拠出のタイミングを計ることができる。図表 2 を見ると、雇用主拠出額とともに被用者拠出額も増加している様子が見える。税制優遇となる拠出限度額の引き上げと、拠出枠を持ち越せる仕組みは、加入者の

自助努力の後押しとなり、被用者による積極的な追加拠出を促していると考えられる。

図表2 スーパーアニュエーションの拠出額と強制拠出率の推移



(出所) オーストラリア健全性規制庁 (APRA) 資料より大和総研作成

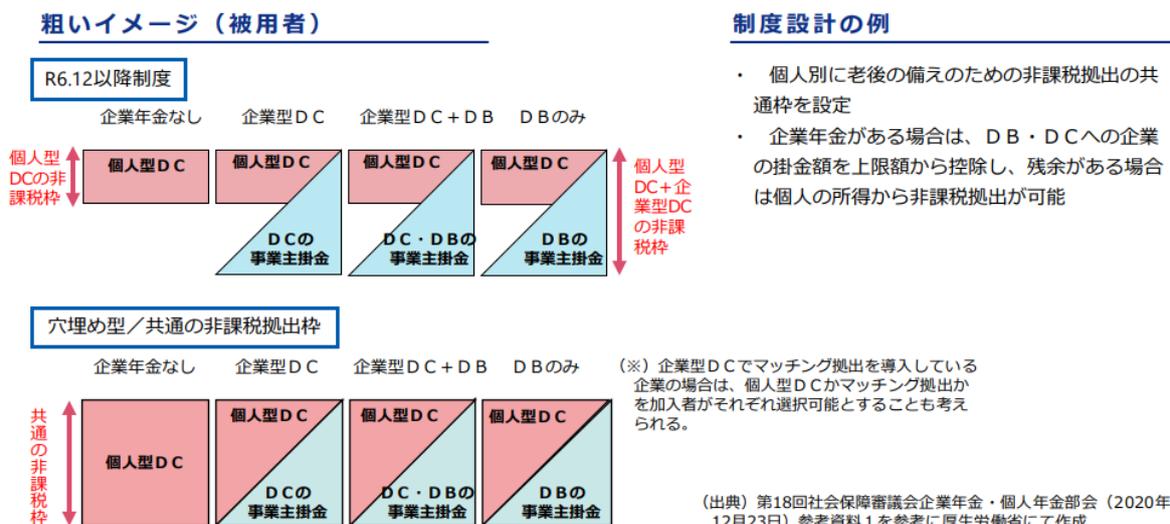
一方、日本では、2004年の年金制度改正において、厚生年金の保険料率の上限を、2017年以降 18.3% (労使折半) に固定することを定めている。また、企業年金は勤務先によって制度内容が異なるが、企業拠出が原則である。加入者の自助努力を後押しするという観点からは、対象者が多い (20歳以上~65歳未満の国民が利用できる) iDeCo の拠出限度額の仕組みを見直すことで、政策的な効果が期待できるだろう。

そこで、考えられる見直しの具体案が、iDeCo を活用した「穴埋め型/共通の非課税拠出枠」だ (図表3)。現在 iDeCo の拠出限度額は、働き方や企業年金の有無等によって異なる。この仕組みは、わかりづらく複雑であるため、利用者が制度を理解するのを難しくしている要因の一つとなっている。また、会社員については、企業年金がある場合には月額 1.2~2.0 万円、企業年金がない場合には同 2.3 万円が限度額となっているが、いずれも上限まで拠出する加入者が多く、限度額引き上げのニーズも強いと考えられる。

具体的には、個々人に共通の非課税枠を設け、その枠から企業拠出分を控除した残りの枠を上限に個人の拠出を可能とする設計が考えられている。働き方や立場の違いで加入できる制度は異なるが、全ての制度に共通した個々人の拠出枠を設定できれば、より公平でわかりやすく、追加拠出のニーズにも対応できる。

iDeCo の拠出限度額の引き上げについては、2022年11月28日に新しい資本主義実現会議が決定した「資産所得倍増プラン」において、「2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る」とされた。また、政府の税制調査会においても、老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な税制のあり方という観点から、私的年金制度の拠出限度額について、検討、議論が進められており、早期の実現化が期待される。

図表3 「穴埋め型/共通の非課税拠出枠」のイメージ



(出所) 第26回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 資料1「視点1.働き方・ライフコースに対応し公平で中立的な私的年金制度の構築について」（2023年9月8日）より抜粋

3、加入者の資産運用を支援するデフォルト設計の見直し

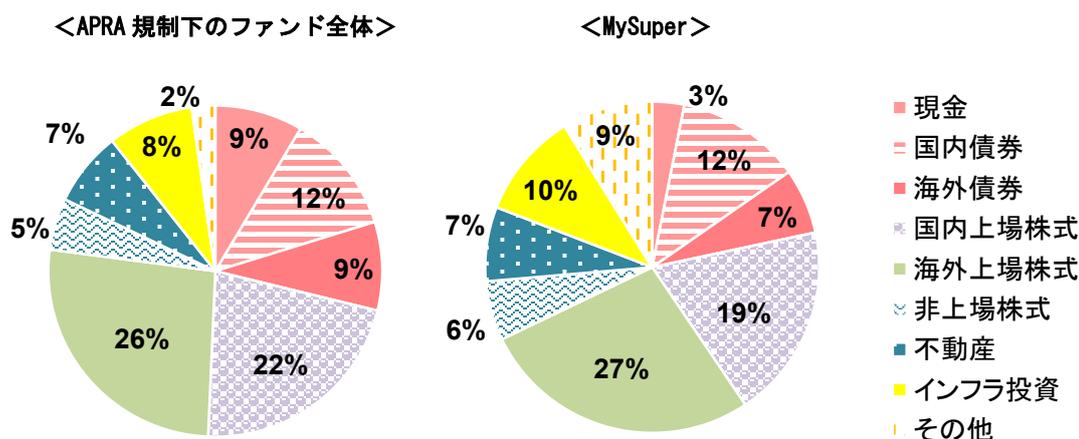
スーパーアニュエーションでは、被用者が働き始める時に加入するファンドを自身で選択する。資産構成を見ると、複数の資産に分散投資されているが、特に上場株式の比率が高い点が特徴的だ（図表4左）。また、オーストラリアでは、加入者の資産運用を支援する仕組みとして、アドバイザーによる投資助言サービスが普及している。政府が運営する年金プラットフォームやスーパーアニュエーションファンドのウェブサイトでは、加入者に対しアドバイザーの紹介窓口を設けている。株式など比較的高いリスクの資産への投資については、プロの助言を活用している加入者が多いだろう。

もっとも、ファンドの選択や、投資助言サービスの活用などの投資行動をとらない加入者も存在している。そうした加入者の資産が運用される仕組みが、MySuper と呼ばれるデフォルトファンドである⁴。MySuper に設定できる運用商品は、国の規制当局で認められた金融商品のみとされ、多くはバランス型ファンドやライフサイクルファンドである。年金資産は長期運用が基本であり、効率的に資産を形成するには、分散投資を基本とし一定のリスクをとった運用が望ましいとされている。MySuper 全体の資産構成は、スーパーアニュエーションファンドと同様に、上場株式の比率が半分近くを占めており（図表4右）、株価上昇局面では資産価格の上昇を通じて資産残高が増加していると思われる。こうしたデフォルト設計は、加入者の長期分散投資の実践を支援する手法として、米英を含む諸外国で一般的に取り入れられている⁵。

⁴ 近年はパフォーマンスの低いMySuperの存在により、一部の加入者の資産が十分に形成されない懸念から、規制当局であるオーストラリア健全性規制庁（APRA）がMySuperのパフォーマンステストを2021年から毎年実施している。APRAでは、テストに不合格となったMySuperがその他のファンドと合併を進めたことで、加入者のパフォーマンスは向上したと評価している。佐川（2024）参照。

⁵ 佐川あぐり（2016）「DC法改正におけるデフォルト商品の考察」（大和総研レポート2016年7月7日）

図表4 スーパーアニュエーションファンドの資産構成割合（2023年9月末）



（出所）APRA の資料をもとに大和総研作成

一方、日本の企業型 DC における資産構成は、預貯金や保険といった元本確保型の商品が 4 割近くを占めている。さらに問題なのは、元本確保型の商品のみで運用している加入者が、企業型 DC 加入者全体の 1/4 近く（2023 年 3 月末）存在している点だ。元本確保型の商品の割合が高いほど、現在の低金利下では、将来の年金資産が十分に積み立てられない可能性が高く、今後の物価上昇局面では、実質的な資産価値が下がってしまう懸念もある。

この背景には、日本のデフォルトファンド（日本では指定運用方法⁶という）の多くが、元本確保型の商品に設定されていることがある。指定運用方法については、厚生労働省令で定める基準に適合するものとされているが、事業主側の判断で元本確保型の商品を設定する例が多い⁷。日本でも、指定運用方法においてバランス型ファンドやライフサイクルファンドの設定を促していく必要がある。

MySuper を参考とすれば、厚生労働省令で定める基準を満たす金融商品について認可制とする案が考えられる。あるいは、日本でも、2024 年 1 月にスタートした新しい NISA（少額投資非課税制度）のつみたて投資枠における対象運用商品は、金融庁が定める要件を満たす商品について届出制であり、こちらの方が認可制よりも実現可能性は高いかもしれない。

また、事業主が指定運用方法に元本確保型の商品を設定する理由としては、バランス型ファンド等を設定して運用損失が生じた場合の訴訟リスクを回避することがあり、この点を解消する必要がある。例えば、米国の企業型 DC である 401k では、事業主が労働省規則で定める要件に該当する適格デフォルト商品（QDIA）をデフォルトファンドとして設定した場合、運用結果について事業主は責任を負わないこととされている。これらを参考とすれば、日本では、指定運用方法に設定する運用商品を届出制（または認可制）とし、それを設定すれば事業主は運用損失が生じても責任を負わないという免責条項を付すことも、具体策として検討できるだろう。

⁶ DC の指定運用方法における課題については、佐川（2022）参照。佐川あぐり（2022）「[DC における指定運用方法の現状と課題](#)」（大和総研レポート 2022 年 9 月 6 日）

⁷ 指定運用方法を採用している事業主の 65.1% が元本確保型商品を採用している。（出所：企業年金連合会「2022（令和 4）年度決算確定拠出年金実態調査結果（概要版）」2024 年 3 月 25 日）